

事例番号:290073

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 1 日

20:50 陣痛開始のため入院

4) 分娩経過

妊娠 36 週 1 日

22:26 骨盤位のため帝王切開にて児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 1 日

(2) 出生時体重:2526g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.296、PCO₂ 28.3mmHg、PO₂ 32.6mmHg、

HCO₃⁻ 13.4mmol/L、BE -11.9mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 3 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 3 ヶ月 頭部 CT にて大脳全体の軽度の脳萎縮を認め、視床の高吸収が疑われる所見を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:看護師 1 名、准看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、胎児低酸素・脳虚血であると考える。

(2) 胎児低酸素・脳虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性は否定できない。

(3) 胎児低酸素・脳虚血の発症時期は、分娩前に最後にノンストレステストを実施した日以降、入院となる妊娠 36 週 1 日までの間であると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 陣痛開始のための入院時の対応(パルシタリオン測定、分娩監視装置装着)は一般的である。

(2) 妊娠 36 週 1 日、5-6 分間隔の子宮収縮があり、骨盤位のため緊急帝王切開を施行したことは一般的である。

(3) 骨盤位のため帝王切開予定であった妊産婦が 5-6 分間隔の子宮収縮のために入院してから、1 時間 36 分で帝王切開にて児を娩出したことは一般的である。

(4) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

3) 新生児経過

(1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

(2) 高次医療機関 NICU へ応援依頼をしたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 観察した内容や判断、それに基づく対応などを詳細に診療録に記載することが望まれる。

【解説】本事例は、妊娠中超音波断層法所見、胎児心拍数陣痛図所見等について、診療録に記載がなく、「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、超音波断層法所見、胎児心拍数陣痛図所見等については「ME」に記載したとされているが、観察した内容や判断、それに基づく対応などについては、診療録に詳細を記載することが必要である。

- (2) 妊産婦に説明した内容については、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例は、帝王切開の説明内容についての記載がなかった。妊産婦に説明した内容については、診療録に詳細を記載することが必要である。

- (3) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる

【解説】胎盤病理組織学検査は、胎盤の異常が疑われる場合、また重症の新生児仮死が認められた場合には、原因の解明に寄与することがある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

- (1) 今後は、胎児心拍数陣痛図を5年間保存しておくことが望まれる。

【解説】本事例は、帝王切開当日の胎児心拍数陣痛図が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から5年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な書類であるため、診療録と同等に保存することが重要である。

- (2) 分娩監視装置等の医療機器については日時合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】本事例では、診療録の記載日時と胎児心拍数陣痛図の印字日時にずれがあった。胎児の状態の変化を把握するため、分娩監視装置等の医療機器の日時合わせは重要である。

(3) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

妊娠中や分娩中に発症する、原因を解明することが困難な胎児低酸素・脳虚血事例を集積し、その原因の解明を行うことが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

- ア. 胎児期の脳性麻痺発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。
- イ. 胎児心拍数陣痛図などの診療にとって重要な資料についての保存義務の周知徹底を図ることが望まれる。